

報告概要

I. 黒谷発電所において、電気事業法に基づく工事計画の変更の認可を受けずに黒谷川取水施設非常用予備発電装置を設置したこと及びこの設備の設置後に虚偽の工事計画の届出を行ったことの実態関係及び原因について

1. 事実関係

黒谷発電所（福島県只見町、最大出力 19,600kW）は、平成 2 年 5 月に工事計画の認可申請を行い、同年 9 月 11 日に認可を受けて建設工事に着手し、平成 6 年 4 月 28 日に使用前検査に合格、営業運転を開始した発電所です。

黒谷川取水施設については、商用電源が故障した場合に備え、非常用予備発電装置を設置することが発電所建設工事開始後に決定され、平成 5 年 10 月に設置工事を開始、本発電所運開後の平成 6 年 5 月に据付を完了しましたが、電気事業法旧第 41 条第 2 項（現第 47 条第 2 項）の工事計画の変更認可申請手続きを行っていませんでした。

発電所の運転開始（平成 6 年 4 月）後の黒谷水力建設所から保守機関への引継ぎ段階において、必要となる認可手続きが行われていないことが判明し、本件を引き継いだ関東支社本部（現：東日本支店）では、新たにこれを設置することとして電気事業法旧第 42 条第 1 項（現第 48 条第 1 項）の工事計画届出書を東北通商産業局（当時）に提出し、平成 6 年 10 月 14 日に受理されました。

2. 原因

- (1) 電気事業法旧第 41 条第 2 項（現第 47 条第 2 項）についての理解が不足していたこと
- (2) 手続き実施段階において遵法意識が不足していたこと
- (3) 組織的内部チェック機能等が十分でなかったこと

II. 水力発電所及び火力発電所の発電設備において、電気事業法に基づき工事を開始してはならない期間中に工事を開始したとして報告した 16 件についての実態関係及び原因について

1. 事実関係

当該 16 件の事案に係る事実関係については添付資料のとおりです。

2. 原因

- (1) 電気事業法第 48 条第 2 項に対する知識や理解が不足していたこと。
- (2) 申請担当箇所と工事担当箇所との事前調整・確認が十分行われていなかったため、工事担当箇所が届出の工事開始日以前に工事に着手するなど、社内の連携が不足していたこと。
- (3) 電気事業法第 48 条第 2 項を認識しながらも、「監督官庁と事前に相談を行っていたので、工事計画届出書が受理されれば、30 日前であっても工事を開始できる」といった独自の解釈を行っていたこと。
- (4) 工事計画届出受理後、30 日経過以前の着工について、チェックが十分でなかったこと。

Ⅲ. 平成 19 年 3 月 30 日に報告した「発電設備に係る点検・調査報告書」において、当該事案の把握ができなかった理由について

(1) 黒谷発電所事案

本非常用予備発電装置設置工事については、社内回議書等の工事履歴を確認する書類の所在が確認されない中で、工事計画届出書の存在、内容をもって届出が適正に行われていると判断してしまいました。

また、書類点検・調査を補完する目的で平成 19 年 2 月に実施したアンケート調査では、その時点で思い出さなかった、あるいはそもそも本事案の記憶がないとの理由から、本事案を拾い上げるには至りませんでした。

(2) 16 件の事案

電気事業法第 47 条及び第 48 条に規定する工事計画届出がなされていたため、届出書が受理されていることをもって問題がないものと判断してしまい、実際の工事実績を証する書類との照合するに至るまで踏み込んだ調査を行っていませんでした。

また、上記のアンケート調査（平成 19 年 2 月実施）では、電気事業法に違反しているとの認識がなかった、あるいは当該工事の記憶がなかった等の理由から当該事案を拾い上げるには至りませんでした。

Ⅳ. 再発防止策

(1) 電気事業法に関する教育体制の整備

関係会社を含めた従業員の電気事業法に関する知識と理解の向上を図るため、「電気事業法等、重要関係法令手続集（携帯版）」を作成し社内周知の徹底を図るとともに、社内の研修教育プログラムに電気事業法についての講義、講演を織込む等コンプライアンス教育体制を整備いたします。

(2) 事前相談の実施

不適切事案の再発防止を徹底するため、申請担当箇所と工事担当箇所において必要な手続きに係る事前調整を行い情報の共有化を図るとともに、電気事業法に係る工事の許認可・届出の要否・内容について、管轄産業保安監督部へ事前に相談、確認を行います。

(3) 申請業務のチェック体制の整備

電気事業法令上必要な工事計画の届出業務に対するチェック機能が十分に発揮されていなかったことから、既の実施している次の再発防止対策に徹底して取り組んでまいります。

- ①複数部署によるチェック体制の構築
- ②申請担当箇所と工事担当箇所との連携の社内ルール化
- ③組織横断的チェック体制の確立
- ④許認可届出帳の整備

(4) 定期的なフォローアップ

これらの再発防止対策が有効に機能していることを確認するため、今年度以降、定期的に自己監査を行います。

【添付資料】

1. 電気事業法第 48 条第 2 項調査結果（水力関係不適切事案一覧表）
2. 電気事業法第 48 条第 2 項調査結果（火力関係不適切事案一覧表）

以 上